

今日の教育改革—その焦点と課題

学校部活動の今後

教職員の働き方と学校部活動

組織名

愛知県教職員労働組合協議会

報告者

内田 保

1 はじめに

小学校 6 年生の卒業文集の中学校への期待や希望の項目に、「私は、バレーボール部に入って全国大会にいきたい」「僕は、吹奏楽部でトランペットを吹きたい」「○○部活動がんばりたい」等の記述がよく見られる。これは、現在の学校が運動文化・文化芸術活動を通した子どもたちの素朴な幸福追求への期待の場となっていることを表している。我々人間にとって文化・スポーツ・芸術は必要不可欠なものである。それらは、人生を豊かにし、生きる力と勇気を与え、人生の意味を考えさせてくれるかけがえない人類の財産でもある。未来に生きる子どもたちにこの財産を、まともな形で、まともな伝え方で、伝え残していくことが必要なのは当たり前の考えであろう。

しかし、今の学校部活動は矛盾に満ちあふれ、教職員の勤務時間・子どもの活動時間を始めとして様々な面で限界にきている。ここでは、社会の中で一定その役割を果たしている学校部活動（主に運動部活動）に焦点を当て、その今後のあり方について探りたい。特に、学校部活動運営の中心的役割を担っている教職員の立場から考えたい。今後、学校部活動は継続すべきか、継続するなら何が必要か。また思い切って学校の活動としてはなくすべきか、なくすならその代替案は何か。子どもたちと教師の働き方の未来を見通した、今後の学校部活のあるべき方向性を考えていきたい。

今、学校部活動は、矛盾に満ちている。思いつく例をあげてみよう。

- 1 部活動の中での指導者・子ども同士の暴力事件（体罰）・いじめの多発
- 2 教職員の過労死・公務災害を生む、長時間無定量労働によって支えられている。
- 3 子どもたちは、まともな文化・スポーツ体験を渴望している。
- 4 親たちの学校の部活指導への期待は非常に高い。
- 5 学校部活動は、地域差はありつつも、一面学童保育的な側面を持たされている。
- 6 部活運営は、強い者・速い者・上手い者中心の練習内容にならざるをえなくさせられている。
- 7 学校部活の競技ルールが全国の各種スポーツ団体の変更ルールが一方向的に押しつけられ、それに従わされる場合が多い。
- 8 部活によっては、子どもの希望者は多いが指導者が不足している。教職員が経験のない部活の指導を無理矢理押しつけられる。
- 9 指導者・場所・道具・施設・時間等の不十分さで子どもたちのやりたい部活動の希望が必ずしも叶えられない。
- 10 教職員の異動で部活の存続が影響される。
- 11 教職員は、部活動があることで、教材研究時間の削減、持ち帰り残業の増加を強いられ、部活指導のための研究や準備にも時間がとられる。
- 12 土日や長期休業中の大会運営が多く、無償労働を強いられる。
- 13 指導者は、勝利至上主義や、勝利をめざしての運営を意識せざるをえなくなる。
- 14 みんなが、試合に出たいと思っているのに、出場させることができない。
- 15 多くの部員は道徳的な説教と、もっともらしい説諭で不満・要求を我慢させられる。

- 16 一度入部した部活を簡単にやめることができない。
- 17 1年生から全員入部を義務づける活動方針のある学校がある。
- 18 入試の部活推薦をとるための活動が強いられる。
- 19 中小体連・中体連・高体連の大会だけでなく、様々な大会が商業的にも企画され、参加のためのお金が学校にないので、保護者や教師負担となっている。
- 20 ある学校では、全国大会に参加できたことの記念碑を親たちが学校の敷地内に建て、ますます過熱していく。
- 21 土日が練習試合漬けになり、子どもたちも教師も休みがない。
- 22 ある学校の部活は、ゴールデンウィークも毎日、朝7時から18時まで練習をした。
- 23 家庭の日が有名無実化し、ほとんどの土日に、練習や大会行事が組まれている。
- 24 新採教員が部活主の顧問になり、新任研修とレポート提出等忙しい中で長時間過密労働で苦しんでいる。
- 25 部活を生活指導の場・また非行対策的な考えで扱う学校・教師がいる。
- 26 部活を道徳の実践の場として強調する教師が多い。
- 27 部活での事故・怪我で訴訟問題になっている。
- 28 日本スポーツ振興センターの怪我の対象にならない大会への参加がある。
- 29 教育委員会は、正規の勤務時間を超えた部分の部活指導は、勤務ではなく自主的自発的活動であると主張し、その部活指導時間は、ボランティアであり、「勤務時間の割り振り」をしないと公言している。（校長が明示の命令をした時のみ公務）
- 30 愛知では、小学校でも4年生ぐらいからの部活指導が一般的になっている。土日の大会や行事の参加を強いられ、教材研究・学級事務は後回しにせざるを得ない。
- 31 県・地域・全国大会の参加部活・優勝部活の指導者が優秀教員として、行政から表彰されている。暴力を使った指導があっても表彰されていることもある。
- 32 ある校長は、4月初めに今年度の学校の目標は、部活動で地域大会3位以上を目標とすると公言した。
- 33 ある中学校では、部活担当者が指導方法を聞くために、指導者の旅費・宿泊費を自分のお金を出して来てもらっている。（1回約4万円）
- 34 小学校の保護者にとっては小学校部活は特に学童保育的な役割を果たし、感謝されている。
- 35 学校部活は、オリンピックを頂点とした各種目別競技団体のエリート選手養成、選別のための部活動の側面が強くなっている。
- 36 ある小学校では、職員会議で合意して来年度の部活動廃止を決定し、保護者に校長名でお知らせ文書を配布したが、校長はPTAの意向を理由に強引に撤回させた。

2 公務災害を誘発する部活動－鳥居公務災害認定訴訟

豊橋市立石巻中学校の鳥居建仁さんは、陸上部を担当していた。日課の授業、早朝部活動、午後の部活動、土日・長期休業中の部活動、深夜までの教材研究や学級・学校事務等で、脳内出血で倒れる前の6ヶ月は、平均100時間以上の長時間勤務を強いられた。そして、

生徒指導を始めとする様々な職務の量的・質的過重性によって身体障害者1級、高次脳機能障害を発症した。今も半身麻痺の後遺症に苦しんでいる。名古屋地裁・名古屋高裁で公務災害と認められたにもかかわらず、国・基金は公務災害と認めず、最高裁に上告した。そのため、未だに鳥居さんは、裁判で闘わざるを得ない状態におかれている。鳥居裁判は、「これでいいのか部活動、今後も長時間過密強制労働で教職員を苦しめるのか」と問い続けている。

3 まず教職員がディーセントワークで子どもの手本に

今、学校教育の中で、長時間過密労働を改善するためには、部活問題は避けて通れない。21世紀の世界は、ワークライフバランスを重視し、ディーセントワーク（人間らしい働き方）の時代と位置づけ活動することが教育労働者としての課題である。

子どもも大人も人間らしい生活を取り戻すために、今の現実を読み解き、どう再構築していくのが厳しく問われている。おそらく、子どもたちが最初に目にする。日常的な労働者の職場は、学校であり、学校で働く教職員労働者の姿である。子どもにも地域の人々にも、部活の後夜遅くまで、電気が煌煌とともり続けるといふ職場が当たり前であるという認識を教える場であっていいのか。多くの子どもたちの最初の労働認識が、「今の社会は長時間労働は当たり前なんだ」とすることでいいのかも問われている。子どもの教育と教職員の生活と労働と健康に積極的に関与し、未来の働き方を教える教育現場の教師として、また、子どもの未来を見通すために教職員組合としても積極的な提言や発言義務の責任は大きい。

4 「物言わぬ青年、従順な教員」づくりのための管理政策としての部活

戦後の政治は、文化・教育に金をかけず、軍事費アップと経済成長優先の政治がなされてきた。国民の権利としてのスポーツ文化・音楽文化・芸術文化の享受に対する戦後の貧困行政施策のつけが、今の日本の小中高の部活問題の根底にある。それは、競争と管理と受益者負担主義の教育政策の延長上に今の問題がからみ、自己矛盾が増殖されて、さらに深く複雑になっている。

部活指導は、戦後の自由研究カリキュラムの中で、子どもたちや父母からの文化・芸術・スポーツ要求に基づき、その実現を戦後の学校教育の中で担わざるを得ない状況で実施させられてきた。本来は、一定の時期に国・地方教育行政が、その教育的価値・条件整備等を検討する中で、学校教育を担う教師の仕事としてふさわしいのか、教育内容として学校で実施する意義・条件等を真剣に討論し、判断し、適切な施策を実施するべきであったが、それがなされないまま現在に至っている。

特に1970年以後に給特法体制がしかれてからは、形式的には、学校教育と関連させ、教師の「自主活動」なる位置づけが押しつけられている。部活動における実際の長時間労働には全く歯止めをかけず、金も出さず、ほとんど毎日の長時間労働が当たりの現実を目をつぶり、過労死さえも認めないとするその最たるものの一つが部活指導である。

現在、全国の多くの学校で多くの青年教師が運動文化を楽しむのではなく、勝利と名誉・

出世をえさにして、部活中毒状態にさせられている。権力側は、教師の善意の教育的情熱、父母の願いや多くの子どもたちの積極的意欲を利用し、主に青年教師をターゲットに、意図的に勝利至上主義と長時間労働に誘い込み、結果的に部活で疲れさせ、権力に従順な青年教師づくりと反体制・批判的な行動への抑制政策として機能させている。

5 長時間過密労働と勝利至上主義部活の学校での実態

学校へは「部活をやりに来ている」「部活、命」「部活で出世」「部活で学校の大將」の先生はいないだろうか。本来の教師の任務を忘れ、子どもたちを差別と選別の部活動で勝利至上主義に染め上げ、それで子どもの気持ちをすくい取ったかの錯覚に陥っている教師でない教師も作られている。

また、多くの教師は自分が経験したことのないことを仕方なくやらされ、そのための指導技術の研究に時間とお金と労力をかけざるをえなくさせられている。その結果、やむを得ず教材研究・学級事務を夜遅くまで学校でやらざるを得ない実態の教師がほとんどである。しかしそうであっても、真剣に子どものためであると考え、良心的・奉仕的精神で部活指導に邁進している教師も数多く存在するのも事実である。鳥居さんがそうであった。いずれも聖職の美名で自分の命を引き替えにするこのおかしさに気づかされていない教師たちと言えないだろうか。私もそうであった。

その中で、過労死予備軍としての物言わぬ教師と、楽しみとしての運動文化の継承が子どもたちにされないまま、勝利至上主義部活文化に感染した子どもたちがどんどん創り出されている。

文科省が、平成9年12月の部活研究報告で、運動部活の意義を紹介する中で報告書P19の(5)で「運動部活動は、学級や学年を離れた集団の中で生徒たちが、互いに認め合い、励まし合い、汗を流し、協力し合い、高め合いながら、自発的・自主的に活動を展開するものであり、生徒にとって、友情や連帯感をはぐくみ、自己の存在や責任をみつめ、努力や忍耐、スポーツマンシップ、思いやり、集団生活のルールを身につける場となっている」と報告した。果たして現実はどうなっているか。また、「報告書の同ページの(1)から(4)」までは、実現されているであろうか。現実は最初に指摘した内容と重複するが、以下のようになってはいないか。果たして「学校教育活動の一環」といえるのか。

①勝利至上主義・大会優先主義

- ・担当教師主導の運営と絶対化（自治ではなく、命令に従う意識の植え付け）
- ・勝つための我慢の論理の押しつけと「生徒のために」にすり替える引き回し論理
- ・勝つための転校・移転・越境があたりまえ
- ・冠大会・企業宣伝の文科省後援の全国大会の過熱化（陸上・バスケ・すもう…20人21脚等）
- ・高校入試の多様化路線で部活推薦枠の利用・対外試合の成績や活動歴の点数化・私立は、部活推薦が当たり前
- ・商業主義・マスコミへののめり込み、高野連を中心に、真夏の炎天下での異常な大会運

営の状態化、プロ組織への下請け組織化

・健康と人生のメリハリや楽しみではなく、精神主義と苦役・鍛錬化の場・君が代日の丸の無批判導入と鈍化

②競争と選別・いじめ

・しごき・体罰・子ども達の自主的選択・決定権の剥奪・上手な者への服従・忍従・自己の楽しみの自己抑制の強制・へたは、切り捨て・選抜者のみへの重点指導の徹底

③名誉欲と出世の道具化

・学校ではばをきかせる成績主義部活動・管理職登用への手段・恣意的な人事異動の横行

④児童・生徒管理の道具化

・勉強はだめでも部活で生かす・全員強制部活・退部と転入不可か制限・下級生の上級生への服従・上意下達問題、生徒指導(生徒管理対策として)・道徳教育の場のおしつけ

⑤子どもの健康破壊

・非科学的な過度の練習・死亡・ケガ・スポーツ障害、そして訴訟問題

⑥指導者の長時間過密労働の常態化

・教員の慢性疲労・労災・過労死・育児と家事へのしわよせ・授業準備や整理と自主研究の不足・長時間の学校在籍・割り振り無視・休養と文化享受への障害

⑦家庭生活無視

・朝練・元日からの練習・学習への影響・家族の団らん無視・家族ぐるみの勝利至上主義

⑧部活と貧困な教育行政

・狭い場所・少なく、高い道具・専門性のない指導者・貧弱な施設・設備・予算、加熱する部活動「野放し」黙認・全国大会の低年齢化の容認・「部活推進」指定校による学校間競争の押しつけとあおり
////////////////////////////////////

6 「勤務時間内だけの部活動」を現行学校体制で位置づけることは長時間労働の黙認化

「勤務時間内だけの部活動」を主張する意見がある。しかし、「勤務時間内の部活動」を建前として現行の矛盾に満ちた部活指導を是認することは、多くの保護者等の強い要求におされ結果として時間外の部活指導を認め続けることであり、長時間労働を放置する(放置せざるをえなくなっている)ことにつながっている。新学習指導要領体制のもと、「勤務時間内部活動」等が果たしてどれだけ存在するのか。勤務時間内とすれば、中・高では、10～15分、多くて30分の活動しかできないのが実態であろう。時間外でなければできない活動となっていることは明らかである。今後ますます矛盾が激化するであろう。

このような現行の条件整備しかない学校教育体制の中に部活動を位置づけることは、子どもたちの文化・芸術・スポーツ要求への責任ある対応もい加減にならざるを得ない。子ども達の文化要求は多様であり、それぞれの要求に対応できる指導者・場所・指導技術・道具・時間等の条件整備が十分になされないような実態にいつまでもおくことは、子どもたちの文化・スポーツ権としての幸福追求が尊重されないことである。また、体罰・怪我・事故への適切な対応からも、素人の指導者ではなく、指導技術・健康管理がしっかりできる専門家を配置すべきである。今の学校では、専門家でもない教師が部活指導者にならざ

るを得ない状態が続くのは目に見えている。最近女子サッカーが脚光を浴びる中、女子サッカー部活動を中学に作れとの声も上がっているが、「学校教育現場でこれ以上は無理である。」の声を上げるべきである。今の現状で何も条件整備せず、部活動を学校教育の中で拡大させることは、教職員をさらなる無定量・長時間労働に追い込むことを認識すべきである。

7 教師の長時間過密労働対策として、部活対策が急務

- ・保護者・子どもへの妥協的配慮からの躊躇は、教育労働者の過労死を生む
- ・部活動の矛盾の原則的解決の方向性を定めてこそ、

保護者・教職員・子どもとの納得の「参加と共同の教育」は成り立つ

今の学校部活動は、学校教育活動の一環と考えてよいか。

繰り返しになるが、多くの学校で常態化している部活動を教育的意義があるとして学校内に残すことは、問題の解決にならない。むしろ勝利至上主義文化の注入で差別選別の暴力的管理教育を助長する側面が強くなる。一部の教師と一部の子どもたちだけの満足にならざるをえない。根本的な考え方を変えない限り、みんなが楽しめる・みんなでうまくなるシステムとして機能しない。勝利至上主義と長時間労働、過密労働の蔓延化で労働で心も体も蝕まれとりこまれていく。教師にとって、教科指導を中心として特別活動・道徳等での準備を含めれば、部活指導のやれる時間がないことは明らかである。現場の教職員は、遠慮することなく、保護者・国民・市民に対して告発すべきであろう。地域や保護者、国が要求してくればなんでも学校の中に取り込み、教師は「なんでも屋」化しているのが実態である。教育現場こそ、ワークライフバランスの実践場としてとらえるべきである。

また、場所・時間・道具・技術（指導者）・施設等全ての子どもたちに希望する運動文化等を享受できる条件が今の学校で保障できるかを考えた場合、だれがみても今の学校教育の教育課程上では、勤務時間内で保障できない。

子どものスポーツ権・文化権保障は、別の組織と体制を準備する広く社会的な位置づけを本腰を入れて予算を伴い位置づける。いわゆる社会体育と呼ばれる組織化が徹底的になされる政策的工夫を要求すべきであろう。

8 「今の学校教育体制で学校部活動の教育的意義」を考えるなら、どう意義づけるか

あえて勤務時間内の部活なら、「参加者の希望にそった、参加者全員の遊びと楽しみを通じた無理をしない初期の文化継承機会」程度にとらえておくことこそ今の学校でやれることではないか。その場合、すべての部活参加者の大会参加の機会を見据えて学校内大会中心で、文科省が初期に提示した範囲の大会程度とすべきであろう。

今の大会勝利中心の競技スポーツ部活やオリンピック候補選出の手段となっている部活、プロスポーツをめざすための競争をいとわない部活運営は、学校で行うのではなく、別組織とすべきである。そのような組織でもっと優れた条件整備で積極的な活動ができるようなシステムを作るべきであろう。

9 「教師の仕事とは一体何か」の根本的見直しを！ ILO 教員の地位勧告から考える

勝野正章小論「教育の質から教職員の働き方を考える」（クレスコNO126）から

部活問題を考える上で、根本的には現行の学校教育の業務内容の思い切った見直しと長期的展望を示す教育課程の具体案の提示が必要になってくると考えている。子どもも教職員も人間的で文化的な生活と学習・余裕のある学校教育にしたいものである。

東大の勝野正章氏は、クレスコ No 1 2 6 で「授業以外での子どもたちとの交流を大切に
する」日本の教師の教育観を概観したあと、「勤務時間を規制する観点—『総量』と『構成』」で次のように指摘している。

「教師の長時間過密労働は、教師自身の心身への悪影響の問題であると同時に、教師の労働時間という最も貴重な資源が、子どもたちにとって必要なことに使われず、他のことに浪費されているという問題でもある。教師の勤務時間をこのように見るべきことは、ILO / ユネスコ「教員の地位に関する勧告」85 項にも述べられている。

この観点は、勤務時間の総量規制に加えて、勤務時間の配分の規制も検討する必要性を提起する。すなわち、教師の勤務時間の構成を、子どもの学習と成長を保障するための適切性という教育的観点からチェックするということである。

日本の教師の勤務時間法制には、職務と勤務態様の特殊性から、勤務時間を「包括的に評価」して支給される教職調整額の考え方にあらわれているように、勤務時間の構成を積極的にとらえる視点は存在していない。実際にどう使うかは、担当する授業・クラブ活動、係・委員会などに関する学校運営上の決定にもとづいて個人の裁量に委ねられており、このことが「自主的」な長時間労働を生み出す大きな要因となっている。つまり、勤務時間の内容構成に対する視点の欠如が、結果的に総勤務時間の増大にもつながっているのだと言える。」として内容構成に踏み込んで法令・規則・労使協定化したイングランドやウエールズ、スコットランドで一定協定化された事例を挙げ「小学校教師には特に大きな意義があったと報告されている」と紹介している。

「授業こそが教師の仕事の中心であるとする外国の制度に意義が唱えられるかもしれない」としつつも「すべての子ども達の学習する権利を実質的に保障する観点からは、外国の例に見られるように、授業時数の制限、『計画と準備と評価の為の時間』の勤務時間内での確保などを、勤務時間法制において定めるほうが効果的であろう」と問題解決の方向を提起している。ただし、外国の例に見られるような制度化の前提として「教師の仕事の内容と特質を、あらためて根本的に議論することが必要である。」と述べている。

また、そのような構成内容規制の問題点にもふれつつ、仕事の総量にあった教職員定数増の実施を指摘し、「教職員の労働時間は、心身の健康にかかわる、労働条件であると同時に、子どもたちの学習と発達を支える貴重な資源であるという観点から、勤務時間のあり方を根本的に検討すべき時期にきていることは確かである。」として「外国の勤務時間法制の例も参考にしつつ、今後、議論を深めていくべきであろう」と結んでいる。

日本でも、教員の地位勧告 85 項・86 項・87 項・89 項・90 項・91 項・92 項・93 項を参考にし、勤務時間総量を「構成内容」からも規制していくことがもっと必要であると考え

る。
「勤務時間の総量規制に加えて、勤務時間の配分についての規制も検討する必要性を提起

する。すなわち、教師の勤務時間の構成を、子どもの学習と成長を保障するための適切性という教育的観点からチェックすることである。」とする勝野氏の指摘は、重要である。本来教師の仕事とは何をするものなのかを再度問い直す視点を提供してくれている。勝野氏が例に出している イングランド・ウェールズ・スコットランドの例にみられるような内容でみていくと、

- ◎ 授業時間数の規制
- ◎ 授業に関わる「計画・準備・評価」のための時間の確保の規制
- ◎ その他の仕事の時間規制

教育事務・給食・部活・研修・行事企画の準備・運営等の時間保障、専門職として教育労働者のスキルアップ（子ども理解と教科教育）時間保障等を考えていくと、日本でももっと子どもの生命・学習権を守るため個別・重層的な役割分担で学校を支える仕組みづくりが必要になっている。様々な教職員職種の定数増が必要である。これはまた、業務士・給食士・部活動指導教員・行事指導員・各種カウンセラー・警備員・学習支援員・いじめ対応カウンセラー・教育の外的事務員・教科担当教師・生活指導教師・教育現場は様々な立場からの雇用確保の場所として見直しが求められるものとなる。そして教師とは一体何をするための職業なのか厳しく問わなければならない。

10 子どもの文化芸術・スポーツ文化権の保障の対策はどうする

学校部活の今後の道は、次の5つが考えられる。

- ① 学校内教育における形式的教育的意義を認め続け、長時間労働と勝利至上主義部活を前提とした学校内部活実施と、その後の教材研究・学級事務等の長時間無償サービス労働を続け、教職員が過労死する。（過労死に甘んじる道。）
- ② 学校内教育における形式的教育的意義を認め、長時間労働と勝利至上主義を前提とした学校内部活実施と、その後の教材研究・学級事務長時間労働を続け、給特法改正を要求し、部活動指導を時間外賃金・割増賃金対象とさせる。
- ③ 学校教育から完全に切り離し、社会体育の一環（地域文化・スポーツクラブ）として機能させる。特に受益者負担主義に毒されることなく、条件整備においてスポーツ・文化権の公的な権利保障制度を構築する。
- ④ 現行の学校内教育としての活動を一定認め、現行の学習指導時間を削減することなく、現行のやむを得ない午後6時・7時までの子どもたちの長時間、休日活動を認めながら、専門・正規・専任の部活教師を配置する。担任教師や教科専門教師等は原則として部活指導にかかわらない、かかわらせないシステムを作る。学校内で実施されるが、指導者の学校教育活動と部活動の原則的分離を図る。
- ⑤ 学校教育としての意義を認め、現行の教科・教科外との連携を図るために勤務時間内で終わるように、教科内容・教科外活動内容の大幅な見直しをする。そして、部活指導の専門家を配置し、真に子どもたちの自主的・自発的・自治的なスポーツ・音楽・芸術活動等をその条件整備（時間・場所・指導者・技術・道具・施設）も含めて勤務時間内で実施できる民主性・平等性・自主性・（子どもたちの自治の体制）が担保されるもの

として新たに構築する。(今のような競争的部活動にしない。大会参加も限定的となる。当面文科省本来が主張してきた学校内部活を中心とする考え方にもどす。)

その場合、教科の教職員と教科外の部活動担当の教職員は、原則として違う教職として採用し、科学的技術・芸術的表現指導と健康配慮に基づく指導等ができる指導者としての自己研鑽と学問の自由がそれぞれ確保され勤務時間内の学校教育活動としてできる活動となるように構想し直す。

1 1 根本的改革方向の試案

方向目標

1案 学校教育から「今の部活」は切り離す。先ず、小学校部活動そして中学校部活動そして高校部活動と順次「今の部活動」はすべて社会体育に移し替える。学校では「今の部活」はしない。(9の③の立場)

2案 学校教育を教科と教科外で成り立っているその枠組みをかえず、「文科省の部活の意義」を貫き通すなら、大きく今の教科内容と教育課程を組み替え、真に子どもたちの自主的・自発的・自治的なスポーツ・音楽・芸術活動ができる条件整備(時間・場所・指導者・技術・道具・施設)も含めて勤務時間内で実施できる民主性・平等性・自主性・(子どもたちの自治の体制)が担保されるものとして新たに構築する。(今のような競争的部活動にしない。大会参加も限定的となる。文科省本来が主張してきた学校内部活の考え方にもどす。)

その場合、教科の教職員と教科外の部活動担当の教職員は、原則として違う教職として採用し、教科教育研究も科学的部活指導と健康指導等の指導者としての自己研鑽と学問の自由がそれぞれ確保され勤務時間内の活動として構想し直す。

注 (9の②と④と⑤が入り交じる)

・ 現在大会中心の準エリートスポーツは、社会体育における別の場所において、その組織に参加したいメンバーによって構成され、また、その中ではエリートスポーツに連携できるものとして、構築する。(今のインターハイ・高校野球等)

・ 学校教育におけるスポーツは、あくまでも自己の楽しみ追求を中心とする。その中には、近代スポーツの特性として勝利への意欲は大事にされつつも、仲間との連帯と平等な関係を維持しながら、そのスポーツの本質を味合うことができるような活動となる。・ワークライフバランスからも、子どもも教師も勤務時間内で終了する。

1 2 当面要求している愛知の小中学校でできる妥協的改善案

愛教労は、今やれる改善として次のことを提案し要求している。

- ① 今の部活動指導時間をすべて勤務時間として認めること。
- ② 部活動指導時間は、すべて勤務時間の割り振り対象とする。

- ③ 部活動指導にかかわる当面の報償費を高校に支払っているように小中教員にも少なくとも1回あたり500円を支給するように県教委は、市町村教委へ通知を出す。また、部活支援金の増額をする。(時間1000円支給をめざす)(県では、25年度に廃止された)
 - ④ 子どもたちの部活参加は、あくまで自主性を尊重し、全員強制部活にしない。
 - ⑤ 土日の部活は、すべて休む。もしくは、1週間で2日は、休むような指導を全県で徹底する。
 - ⑥ 部活を教職員評価の対象としない。
 - ⑦ 当面部活の指導者を学校の教員が担当しなければならない場合、あくまで本人の自主的選択なものとし、校長はその勤務性を認める。
 - ⑧ できるだけ、社会体育的側面を強め、外部指導者で指導できる体制とする。
 - ⑨ 県教委として、練習日・時間のガイドラインの設定、そして遵守義務の周知。(ガイドライン不遵守時の大会参加不可等のペナルティの設定)(家庭の日部活動禁止厳守)
 - ⑩ 事故・ケガの公務性をしっかり担保する。
 - ⑪ 大会の縮小・原則休日には行わない。
 - ⑫ 主催による制限や振替日の限定を行わない。
 - ⑬ 大会役員・審判のみについても、振り替えの対象とする。
 - ⑭ 報償費・特業手当の大幅な見直し。
 - ⑮ 勤務時間内終了し、学校における同じ社会体育との延長申請はみとめず、子どもたちの家庭生活を大事にする。
 - ⑯ 教職員と教員の社会体育指導員の兼務は原則としてできないルールを作る。
 - ⑰ 小学校部活廃止
 - ⑱ 朝部活の廃止
- ////////////////////////////////////

1.3 愛知の運動はまず特に小学校部活廃止をめざす

愛知では、中学校と変わらないような部活重視の小学校の職場も数多く存在する。

教職員の長時間過密労働を縮小し、教職員の過労死の原因をなくすためにも部活対策は労働組合として急務である。父母・子どもの要求があるからといって現状放置・対策の遅れは許されない。

長時間労働対策として今我々の目指すべく、また検討すべく方向は2つではないだろうか。第一には、根本的見直し策として部活そのものの学校教育の中の位置づけの可否の論議の再開である。私は、学校教育から教育活動として切り離すことの合意を創るために積極的にその実情を発信し、改善案を提案し今の現状に妥協せず、切り離しを要求し続けることが必要であると考えている。第二には当面の妥協的な手立てとして、教師としての自己の専門性を職場で確保し、子どもたちへの十分な教育を保障する手立てとして、少なくとも担任・教科指導担当者と部活指導担当者は分離して別々に教職員採用配置をさせることである。新指導要領でも「地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること」とも述べている。まったく国としての条件整備義務を担保せず、勝手に各自治体・学校でやりな

さいとの記述には納得できないが、とにかくこの方向での行政責任を追及していくことも一定の解決の足がかりとして利用していく必要があるのではないかと考えている。

愛教労は、本来は、小・中とも部活動は、学校教育からすっきりと切り離し、そのための条件整備を強く要求することを正面にすえている。そのために、私たちは愛知の現状として全国的には少ないであろうまず、「小学校から部活を切り離す」、「縮小させる」ことを中心に現状改良的要求と同時に強く要求して運動している。

14 終わりに

本来は、日本のスポーツ政策論との関連でも考えなければならないが、24年に文科省が策定したスポーツ基本計画でも学校内部活動をそのまま肯定し体力増強に利用しようとしている。

今のままの学校体制・学校部活動体制を続けることは、子どもへの暴力と教師の過労死、公務災害が頻発し、第二、第三の鳥居さんを生み出し続けるに違いない。国民的な議論と智慧で、教師の働き方と子どもたちの文化権保障のあり方を議論すべきであろう。

教職員として、人として、当面以下の生活が当たり前になるためにどうすべきか、次の5点を提案してまとめとしたい。

- ①ゆとりをもって、教えたいたいことをしっかり教えることのできる自由と準備時間
- ②定時の勤務で家に帰ることができ家族・地域での交流が保障される仕事量の策定・研究
- ③定時では終わらない業務への適切な金銭的・時間的補償のための法制度づくり
- ④人として自分の文化（運動含）的な行為・活動の追求ができる時間的・金銭的余裕
- ⑤人としての生活が成り立ち、しっかりとした体調管理ができる休息・睡眠の確保

資料（中学の学習指導要領総則から）

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

（13）生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化及び科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，地域や学

校の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

部活動をどう位置づけるか（全教97年討議資料より）

現行の部活動は積極面とともに、以上のような問題点を多くもっています。しかし、子どもたちの全面的な成長にとって、豊かな文化にふれ、スポーツを楽しむ活動に参加することは重要な分野です。したがって、現在の社会のなかで、子どもたちが、地域でも文化やスポーツ活動に充分参加できるよう、社会教育施設の充実を求めていくこととあわせて、学校での部活動の位置づけを根本的に検討する必要があります。部活動について、基本的につぎのように位置づけます。

- ①わたしたちは、部活動を、放課後を中心に行なう子どもたちの自主性を前提とした教科外の文化・スポーツ活動として位置づけます。子どもたちの豊かな人間形成ををめざすという学校教育の目的にもとづき、部活動は勤務時間内で行うことを原則とします。そのため教職員の部活動担当もその自主性が尊重され、負担軽減をはかるとともに、学校施設・設備の諸条件整備がすすめられなければなりません。
- ②子どもたちが、放課後・休日や余暇を利用して、自由に、時間・内容・方法など多様な要求にもとづいて、充実した設備や条件のもとで、文化・スポーツ活動に参加したい場合、これを社会教育の分野がになうべきだと考えます。現在の社会教育施設ではこの条件が整っておらず、子どもたちの文化・スポーツ活動への参加要求のほとんどを、学校がになわざるを得なくなっています。こうした現状を改めるために、地域における文化・スポーツ要求の保障をめざす、世論や運動を高め、必要な条件整備をすすめることは緊急の課題です。

- ③社会教育における文化・スポーツ活動については、次のように考えます。まず、参加者の自主性が尊重されること、社会教育施設は公費で運営され、指導員も配置し、十分な設備を整えること。そしてあくまでも、企業による営利目的や政治的な意図を排除し、国民の文化・スポーツ要求を権

利として保障する場とすることです。

社会教育を充実発展させることとあわせて、学校教育における教育課程上の位磁づけも含め、検討していく必要があると考えます。

齋藤剛史氏関連テーマ：[教育動向]から

学校時代の思い出の筆頭は「部活動」、という人は多いでしょう。しかし、部活動が「学校の教育活動」であるということを示す根拠となる法令がこれまでなかった、ということを知っている人は、どれだけいるのでしょうか。文部科学省は、2月に公表した中学校の学習指導要領改訂案の中で、初めて部活動を教育活動の中に位置付けました。これによって部活動は、どう変わっていくのでしょうか。

言うまでもなく中・高校で、部活動は欠かせない存在になっています。ところが、学校の教育活動であるという根拠がなかったため、顧問の教員が指導をしたとしても法的には校長の命令に基づく勤務ではなく、教員個人が自主的に行っている業務とされていました。そのため、土曜日や日曜日に部活動指導をしても代休は認められず、教育委員会が認めたものではない対外試合や発表会などを引率しても交通費は支給されません。ただ、これではあんまりだ、ということで、土・日に部活指導を1日4時間以上した場合に限り、1日1,200円の部活指導手当が支給されています。部活動は教員の熱意で成り立っている、といっても過言ではなかったのです。

教員も生徒も数が多い時代にはこれでもよかったのですが、少子化による生徒減で活動が成り立たなくなりつつある一方、教員についても平均年齢の上昇や業務の多忙化により、指導が大きな負担となっています。また、部活動に関する事故などで教員の監督責任が大きく問われるようになってきたことも見逃せません。

このため文科省は、中学校と高校の次の学習指導要領で部活動を「学校の教育活動の一環」であることを初めて明記することにしました。これにより、部活動自体に対する予算措置もきちんとされるようになる可能性がありますし、教員も休日に指導をすれば代休が認められるなど待遇改善が期待されます（なお、2008（平成20）年度政府予算案では教員の部活動手当を2,400円に倍増することが盛り込まれています）。ただ、今でも代休を取る余裕がないほど教員の業務が多忙化しているなかで、これで本当に指導の熱意が高まるかどうか、疑問視する声もあります。

また、中学校の新指導要領案は「地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること」とも述べています。これは部活指導を学校外の指導者や団体に委託することを推進するものだ、と受け止める向きもあります。

部活動が年々衰退しつつあるなかで、指導に当たる教員の待遇改善を図るのか、それとも民間のボランティアなどに任せるのかなど、振興策をそろそろ真剣に考える必要があるようです。いずれにしろ、教員の熱意のみに頼ってでは、もう部活動が成り立たないことは間違いないでしょう。